

第 32 類

なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料
その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 化学的に単一の元素及び化合物（第 32.03 項又は第 32.04 項のもの、ルミノホアとして使用する種類の無機物（第 32.06 項参照）、石英ガラスで第 32.07 項に定める形状のもの及び第 32.12 項の小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料を除く。）
 - (b) 第 29.36 項から第 29.39 項まで、第 29.41 項又は第 35.01 項から第 35.04 項までの物品のタンナートその他のタンニン誘導体
 - (c) アスファルトマスチックその他の歴青質マスチック（第 27.15 項参照）
- 2 第 32.04 項には、アゾ染料を生成させるために安定化ジアゾニウム塩とカップリング成分とを混合した物品を含む。
- 3 第 32.03 項から第 32.06 項までには、着色料（第 32.06 項にあつては、第 25.30 項又は第 28 類の着色用顔料並びに金属のフレーク及び粉を含む。）をもととした調製品で、物品（種類を問わない）の着色に使用し又は着色用の調製品の成分として使用するものを含むものとし、顔料を水以外の媒体に分散させた液体及びペーストで、ペイント（エナメルを含む。第 32.12 項参照）の製造に使用する種類のもの及び第 32.07 項から第 32.10 項まで、第 32.12 項、第 32.13 項又は第 32.15 項のその他の調製品を含まない。
- 4 第 32.08 項には、第 39.01 項から第 39.13 項までの物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液（溶剤の含有量が全重量の 50%を超えるものに限るものとし、コロジオンを除く。）を含む。
- 5 この類において着色料には、油ペイントの体質顔料として使用する種類の物品（水性塗料の着色に適するか適しないかを問わない。）を含まない。
- 6 第 32.12 項においてスタンプ用のはくには、書籍の表紙、帽子のすべり革その他の物品への印捺に使用する種類の薄いシート状の物品で、次のものから成るもののみを含む。
 - (a) 金属の粉（貴金属の粉を含む。）及び顔料で、これらをにかわ、ゼラチンその他の結合剤により凝結させたもの
 - (b) 金属（貴金属を含む。）及び顔料で、これらをシート状の支持物（材料を問わない。）の上に付着させたもの

総 説

この類には、皮のなめし用又はあく抜き用の調製品を含む（植物性のなめしエキス、合成のタンニン剤（天然タンニン剤と混合したものかどうかを問わない。）、人工のベーディング剤）。

また、植物性、動物性又は鉱物性の着色料、有機合成着色料及びこれらの着色料から作った多くの調製品（ペイント、セラミックカラー、インキ等）を含み、その他の各種の調製品、例えば、ワニス、ドライヤー、パテ等も含む。

32.03 項又は 32.04 項の物品、ルミノホアとして使用される種類の無機物（32.06）、石英ガラ

スで 32.07 項に定める形状のもの及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料 (32.12) とみなされるものを除き、化学的に単一の元素又は化合物はこの項には含まれず、通常、28 類又は 29 類に属する。

32.08 項から 32.10 項のワニス及びペイントのうちある種のもの又は 32.14 項のマスチックには、使用の際各種の構成成分の相互混合又はある種の構成成分 (例えば、硬化剤) の添加を必要とするものがある。このような物品は、当該構成成分が次の各要件を満たす場合に限り、これらの項に属する。

- (i) 取りそろえた状態から判断して詰め替えることなく共に使用するためのものであることが明らかであると認められること。
- (ii) 共に提示するものであること。
- (iii) 当該構成成分の性質又は相対的量比のいずれかによって互いに補完し合うものであることが確認できること。

ただし、使用に際し硬化剤の添加を必要とする物品にあつては、当該物品がその組成又は包装状態からペイント、ワニス又はマスチックの調製に使用するものと明らかに認められる場合に限り、硬化剤が含まれてなくてもこの項に属する。

32.01 植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体

3201.10—ケブラチョエキス

3201.20—ワットルエキス

3201.90—その他のもの

(A) 植物性のなめしエキス

これらは、主として原皮のなめしに使用する植物性エキスである。通常、ひき又は裁断した植物性材料 (木材、樹皮、葉、果実、根等) を温水 (時には酸性化したもの) で抽出して得る。得られた液体は、ろ過し又は遠心分離し、次いで濃縮し、時には亜硫酸塩等で処理する。このようにして得られたエキスは液状であるが、更にペースト状又は固形状に濃縮することもある。すべてこれらのエキスは、各種割合でタンニンを含有していると同時に糖類、無機塩類、有機酸等の他の物品を含有する。通常、かつ色、黄色又は淡紅色である。

主ななめしエキスは、オークエキス、くりエキス、ケブラチョエキス、パインエキス、ワットル (ミモザ) エクス、スマックエキス、ミロバランエキス、バロニアエキス、ガンビアエキス、マングローブエキス又はディビディビエキスである。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 主としてなめしエキスの製造に供する植物性原材料 (乾燥し、裁断し又は粉状にしてあるかないかを問わない。) (14.04)
 - (b) 合成なめし剤と混合されたなめしエキス (32.02)
 - (c) 木材パルプの製造の際に得られる廃液 (濃縮してあるかないかを問わない。) (38.04)
- (B) タンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体

タンニン（タンニン酸）は、植物性なめし材料の主たる活性成分である。14.04 項の植物性原材料又は上記（A）の植物性のなめしエキスからエーテル又はアルコールで抽出することにより得られる。この項には、五倍子エキス（水で抽出した五倍子タンニン）を含む。このものは有機溶剤で抽出したものよりも効力が少ない。

この項には、ピロガロールタンニン及びカテコールタンニン（抽出工程に由来する不純物を含有するかしないかを問わない。）を含む。

最も代表的なものは、五倍子タンニン（ガロタンニン酸）である。

その他のタンニンには、カシ樹皮タンニン（quercitannic acid）、栗木タンニン（castaneotannic acid）、ケブラチョタンニン、ミモザタンニン等がある。

これらのタンニンは、通常、白色又は黄色の無定形粉末で、空気にさらすとかっ色に変色する。時には鱗片状又は針状の結晶もある。主として媒染剤、インキの製造、ぶどう酒又はビールの清澄剤、医薬及び写真に使用する。

この項には、アルミニウム、ビスマス、カルシウム、鉄、マンガン、亜鉛、ヘキサメチレンテトラミン、フェナゾン又はオレキシンのタンニン酸塩を含む。その他の誘導体には、アセチルタンニン及びメチレンジタンニンがある。これらの誘導体は、通常、医薬に使用する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) タンニンの貴金属塩その他の貴金属化合物（28.43）又は 28.44 項から 28.46 項及び 28.52 項までのタンニン誘導体
- (b) 没食子酸（gallic acid）（29.18）
- (c) 29.36 項から 29.39 項まで又は 29.41 項の物品のタンニン酸塩その他のタンニン誘導体
- (d) 合成なめし剤（天然なめし剤を混合してあるかないかを問わない。）（32.02）
- (e) 35.01 項から 35.04 項までのたんぱく質のタンニン酸塩及びその他のタンニン誘導体（例えば、カゼインタンナート（35.01）、アルブミンタンナート（35.02）及びゼラチンタンナート（35.03））

32.02 合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤（天然なめし料を含有するかしないかを問わない。）及びなめし前処理用の酵素系調製品

3202.10—合成有機なめし剤

3202.90—その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(I) なめし用の物品

この項のなめし用の物品には、それらが 28 類又は 29 類の化学的に単一の化合物でない限り、次のものを含む。

(A) 合成有機なめし剤（「シンタン」とも呼ばれる。）

合成有機なめし剤は、単独でも淡い色の革になめす場合に使用されるが、皮への浸透

をよくするため天然なめし材と混合し又は組み合わせて使用されることが多い。これらの物品には、次の物品を含む。

- (1) 芳香属のシンタン：例えば、ホルムアルデヒドとフェノールスルホン酸、クレゾールスルホン酸又はナフタリンスルホン酸との縮合物、高分子量の芳香族炭化水素のスルホン化物、ポリスルホンアミド、ポリヒドロキシポリアリルスルホンースルホン酸 (polyhydroxy-polyarylsulphone-sulphonic acid)
 - (2) アルキルスルホニルクロリド（「油をもととした合成なめし剤」と呼ばれることがある。）
 - (3) 樹脂性なめし剤（完全又はほぼ完全に水に可溶性のもの）：これらには、ホルムアルデヒドとジシアンジアミド、尿素又はメラミンとのある種の縮合物を含む。
- (B) 無機なめし剤又は「鉱物性皮なめし」（例えば、クロム塩、アルミニウム塩、鉄塩、ジルコニウム塩をベースとするもの）

この項には、上記（A）及び（B）に記載の物品でこれらを相互に混合したもの（例えば、合成有機なめし剤とクロム塩又はアルミニウム塩とを混合したもの）又は天然のなめし剤と混合したものを含む。

この項には、更に合成なめし剤としての主用途の他に副次的な目的（例えば、均染又は漂白）をもつものを含む。

(II) 人工のベーティング剤

これらは、生皮の毛根の間にあるたんぱく質及び一般に石灰の除去を容易にし、皮を柔軟にして、これに続くなめし剤の作用を受けやすくするために使用する複雑な組成の調製剤である。これらは特定の酵素又はパンクレアチン等をもととするが、ある種の石灰除去物又はふすま又は木粉のようなエクステンダーと混合したものもある。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 木材パルプの製造の際に得られる廃液（濃縮してあるかないかを問わない。）(38.04)
- (b) 皮革工業において使用する仕上剤、促染剤、媒染剤その他これらに類する物品及び調製品（例えばドレッシング及びモルダント）で、本質的になめし剤としては使用されないもの (38.09)

32.03 植物性又は動物性の着色料(染色エキスを含み、化学的に単一であるかないかを問わないものとし、獣炭を除く。)及びこの類の注3の調製品で植物性又は動物性の着色料をもとしたもの

この項には、主として着色料として使用する大部分の植物性、動物性生産品を含む。これらの生産品は、一般に植物性材料（木、樹皮、根、種子、花、地衣等）又は動物性材料から抽出して作る。抽出方法は水、弱酸、アンモニア液につけるか又はある種の植物性材料の場合は発酵による。これらは比較的複雑な物質で、一般に一以上の着色物と、原料又は抽出工程に由来する少量の不純物（糖類、タンニン等）を含有する。これらは化学的に単一の化合物であるかないかを問

わず、この項に属する。

この項には、次の物品を含む。

(1) 植物性着色料及び植物性の染色エキス

ログウッド(ヘマテイン(haematein)、ヘマトキシリン(haematoxylin)等)、黄色木材(fustic wood、Cuba wood、Tampico wood 等)、赤色木材 (Pernambuco wood、Lima wood、Brazil wood 等)、サンダルウッド、quercitron wood、ブラックカッチ(acacia catechu)、べにの木(annato)、あかね(madder)、アルカンナ(alkenna)、ヘンナ、うこん(turmeric)、Persian berrie、紅花(safflower)、サフラン等から得られる。

この項には、また、オーキル(orchil)及びリトマス(litmus)(ある種の地衣類から製造される。)、エニン(oenin)(各種のぶどうの皮から得られる。)、クロロフィル(葉緑素。いらくさその他各種の植物から抽出する。)、ナトリウムクロロフィル、銅クロロフィル及びキサントフィル、模造バンダイクブラウン(例えば、ビーチウッドの樹皮又はコルク層のような植物性材料の部分分解によって製造する。)並びに Indigofera 属(主に、Indigofera tinctoria)の植物から得られる天然あいを含む。(通常、暗青色の粉末状、ペースト、ケーキ状、塊状等である。)

(2) 動物性着色料：例えば、コチニールエキス(コチニール虫から一般にアンモニア溶液又は酸性にした水で抽出して得られる。)、カーミーズ(kermes)(カーミーズ虫から抽出される赤色の着色エキス)、セピア(ある種のいかのすみぶくろから得られるかっ色のもの)、セラックから調製される着色エキス(代表的なものは、ラックダイと称する。)、天然の真珠様の光沢を有する顔料(魚のうろこから得られるもので、主としてグアニン及びヒポキサチンからなり通常結晶体である。)

この項には、更に植物性又は動物性の着色料をもととした調製品で、物品(種類のいかんを問わない。)の着色に使用し又は着色調製品の成分として使用するものを含む。

これには、次の物品を含む。

- (i) 植物油に溶解したアナートの溶液で、ある国においてバターの着色に使用されるもの
- (ii) 天然の真珠様の光沢を有する顔料で水又は水と水溶液の溶剤との混合物からなる媒体に分散したもの。これは、時にはパールエッセンスと呼ばれ水性塗料又は化粧用調製品の製造に使用される。

ただし、この類の注3によりこの項から除外されることとなる調製品を含まない。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) カーボンブラック(28.03)
- (b) 實際上その染色性を利用していない物質。例えば、モーリン(morin)、ヘマチン(haematin)及びヘミン(haemin)(29類)
- (c) 有機合成着色料(32.04)
- (d) レーキ顔料(動物性着色料又は植物性着色料をベースに固定して得られるもの)(例えば、カルミンレーキ、ログウッドレーキ、イエローウッド、レッドウッドレーキ類)(32.05)
- (e) 小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料(32.12)

(f) アイボリーブラックその他の獣炭 (38.02)

32.04 有機合成着色料(化学的に単一であるかないかを問わない。) この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物(化学的に単一であるかないかを問わない。)

－有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの

3204.11－分散染料及びこれをもととした調製品

3204.12－酸性染料(金属塩にしてあるかないかを問わない。)及びこれをもととした調製品並びに媒染染料及びこれをもとにした調製品

3204.13－塩基性染料及びこれをもととした調製品

3204.14－直接染料及びこれをもととした調製品

3204.15－建染め染料(顔料としてそのまま使用することができるものを含む。)及びこれをもととした調製品

3204.16－反応染料及びこれをもととした調製品

3204.17－顔料及びこれをもととした調製品

3204.19－その他のもの(第3204.11号から第3204.19号までのうち二以上の号の着色料を混合したものを含む。)

3204.20－蛍光増白剤として使用する種類の合成した有機物

3204.90－その他のもの

(I) 有機合成着色料(化学的に単一であるかないかを問わない。)及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの

有機合成着色料は、一般にコールタールの蒸留による油その他の物品から得られる。

この項には、次の物品を含む。

(A) 混合してない有機合成着色料(化学的に単一であるかないかを問わない。)及び染色力を減少又は標準化するため染色性のない物質(例えば、無水硫酸ナトリウム、塩化ナトリウム、デキストリン、でん粉)で希釈した有機合成着色料。染料の浸透及び固定を助成するために少量の界面活性剤が添加されていても、着色料の所属の決定には影響を与えない。これらの着色料は一般に粉、結晶又はペーストの形状をしている。

小売用の形状又は包装にした有機合成着色料は32.12項に属する(32.12項の解説の(C)参照)。

(B) 異なる種類の有機合成着色料相互の混合物

(C) 有機合成着色料をプラスチック、天然ゴム、合成ゴム、可塑剤その他の媒質中に濃厚に分散したもの(これらは通常小さな板又は塊状で、ゴム、プラスチック等の練込み着色の原料として使用する。)

(D) 有機合成着色料と比較的多量の界面活性剤との混合物又は有機合成着色料と有機バインダ

ーとの混合物（これらはプラスチック等の練込み着色に又は紡織用繊維のなせん用調製品の構成成分として使用し、一般にペースト状である。）

(E) 有機合成着色料をもととしたその他の調製品で、物品（種類のいかんを問わない。）の着色に使用し又は着色調製品製造の成分として使用するもの。ただし、この類の注3によりこの項から除外されることとなる調製品を含まない。

この類に属する有機合成着色料（染料又は顔料）には、次のような種類を含む。

- (1) ニトロソ化合物及びニトロ化合物
- (2) モノアゾ化合物及びポリアゾ化合物
- (3) スチルベン
- (4) チアゾール（例えば、thioflavine）
- (5) カルバゾール
- (6) キノンイミン（例えば、アジン（induline、nigrosine、eurhodine、safranines 等）、オキサジン（gallocyanines 等）及びチアジン（methylene blues 等）、インドフェノール及びインダミン
- (7) キサンテン（pyronine、fluorescein、eosin、rhodamines 等）
- (8) アクリジン、キノリン（例えば、cyanines、isocyanine、cryptocyanines）
- (9) ジフェニルメタン及びトリフェニルメタン（例えば、auramine、fuchsine）
- (10) ヒドロキシキノン及びアントラキノン（例えば、alizarin）
- (11) スルホン化インジゴ
- (12) その他の建築め染料又は顔料（例えば、人造あい）、その他の硫化染料又は顔料、インジゴゾール等
- (13) りんたんぐステン酸グリーン等（phosphotungstic green 等）（32.05 項の解説の第3パラグラフ参照）
- (14) フタロシアニン（粗製のものを含む。）及びその金属化合物（これらには、スルホン化誘導体を含む。）
- (15) 合成により得られたカロチノイド（例えば、 β -caroten、8'-apo- β -carotenal、8'-apo- β -carotenic acid、ethyl 8'-apo- β -carotenate methyl、8'-apo- β -carotenate 及び cantaxanthin）

ある種のアゾ着色料は、繊維上で不溶性のアゾ染料を作る安定したアゾニウム塩とカップリング剤との混合物の形にしたものがあり、このような混合物もこの項に属する。

ただし、この項には単一のジアゾニウム塩（安定化したもの又は標準的な濃度にしてあるかないかを問わない。）を含まない。当該化合物は、同一の着色料を生成するために、染色の過程でカップリング成分とは分離して繊維に使用する。（29 類）。

この項には、また染料中間物（着色剤製造の中間段階で得られるもので、それ自体は染料になっていないもの）を含まない。これらの中間物（例えば、モノクロル酢酸（monochloroacetic acid）、ベンゼンスルホン酸（benzenesulphonic acid）、ナフトールスルホン酸（naphtholsulphonic acid）、レゾルシノール（resorcinol）、クロルニトロベンゼン（chloronitrobenzene）、ニトロフェノール及びニトロソフェノール（nitro or nitrosophenol）、ニトロソアミン（nitrosoamines）、アニ

リン (aniline)、アミンのニトロ化誘導体及びスルホン化誘導体 (nitrated or sulphonated amine derivative)、ベンジジン (benzidine)、アミノナフトールスルホン酸 (aminonaphtholsulphonic acid)、アントラキノン (anthraquinone)、メチルアニリン (methylaniline)) は、29 類に属する。これらは、フタロシアン (化学的には一応完成しているが、最適の着色力を得るために簡単な物理的工工程のみを有するもの) 等この項に属する粗製の物品とは全く異なったものである。

有機合成着色料には、水に可溶性のものと不溶性のものがある。これらはほぼ天然有機着色料にとって代っており、特に紡織用繊維の浸染又はなせん、皮革、紙、木材等の染色に使用されている。これらはまた、カラーレーキ (32.05)、32.08 項から 32.10 項、32.12 項及び 32.13 項の着色料、32.15 項のインキ並びにプラスチック、ゴム、ろう、油、写真乳化剤等の着色原料として使用される。

これらの中にあるものは、実験室での試薬として又は医療用として使用されているものがある。實際上その染色性を利用していない物質はこの項には属さない (例えば、アズレン (azulene) (29.02)、トリニトロフェノール (ピクリン酸) (picric acid) 及びジニトロオルトクレゾール (dinitro-ortho-cresol) (29.08)、ヘキサニトロジファニルアミン (29.21)、メチルオレンジ (29.27)、ビリルビン (bilirubin)、ビリベルジン (biliverdin) 及びポルフィリン (porphyrin) (29.33)、アクルフラビン (acriflavine) (38.24))。

(II) 蛍光増白剤及びルミノホアとして使用する種類の合成した有機物 (化学的に単一であるかないかを問わない。)

- (1) 蛍光増白剤として使用される種類の有機物は、紫外線を吸収し、可視の青色輻射光を発光して、白い物品の見かけの白さを強める有機合成物品である。これらは一般にスチルベン誘導体から成る。
- (2) ルミノホアとして使用される有機物は合成品であって、光線の作用の下で発光又は蛍光を発する物質である。これらの物品の一部は着色料としての性格をもつものである。これらのルミノホアの例としてローダミン B をプラスチック中に入れたものがあり、これは赤色の蛍光を発し、一般に粉状である。

ルミノホアとして使用する有機物 (例えば、diethyl dihydroxyterephthalate 及び salicylaldazine) の多くは着色料でない。これらは着色顔料にその光彩を増すために添加される。これらは化学的に単一であってもこの項に属するが、発光性ではない型の化学品 (例えば、不純物が多いもの又は結晶構造が異なっているもの) は含まない (29 類)。したがって、ゴム用発泡剤として使用するサリチルアルダジン (salicylaldazine) は 29.28 項に属する。

ルミノホアとして使用する有機物の相互の混合物又は有機合成着色料との混合物は、この項に属する。また、無機顔料を混合したものは、この項に含まれない (32.06)。

*

* *

3204.11 号から 3204.19 号まで

有機合成着色料及びこの類の注 3 の調製品で有機合成着色料をもととしたものは、用法及び用途に基づいて細分する。これらの号の物品は次のとおりである。

分散性染料は、本質的には水に不溶性で、非イオン性の染料である。水に分散させ疎水性の繊維に使用する。当該染料はポリエステル、ナイロンその他のポリアミド、酢酸セルロース又はアクリル繊維に使用し、ある種の熱プラスチックの表面染色にも使用する。

酸性染料は、水に可溶性の陰イオン性染料で、ナイロン、羊毛、絹、モダクリル繊維又は革に使用する。

媒染染料は、水に可溶性の染料で、紡織用繊維に当該染料を染着させるためには媒染剤（例えば、クロム塩）の使用が必要である。

塩基性染料は、水に可溶性の陽イオン性染料で、モダクリル繊維、変性したナイロン繊維若しくは変性したポリエステル繊維又はさらしてない紙に使用する。これらの染料の本来の用途は、絹、羊毛又はタンニン媒染剤で処理をした木綿の染色であった。これは濃淡の明瞭さが色の堅牢性よりも重要であったためである。塩基性染料の中には生物活性を示し、防腐剤として医薬に使用するものがある。

直接染料は、水に可溶性の陰イオン性染料で、電解質の存在する水溶液中において繊維素繊維に直接付着する。これらは、木綿、再生セルロース、紙、革の染色及びまれにナイロンの染色にも使用する。色の堅牢性を改善するため直接染色された織物は、しばしば後処理（例えば、本来のジアゾ化及びカップリング金属塩によりキレート化合物形成又はホルムアルデヒドによる処理）を行う。

建染め染料は、水に不溶性の染料であるが、アルカリ性溶中で還元され水に可溶性のロイコ化合物の形態をとる。この化合物の形態で主に繊維素繊維に用い、後に再酸化され水に不溶性のケト化合物（着色型のもの）の形態となる。

反応染料は、通常、木綿、羊毛又はナイロンに使用し、繊維分子の官能基と反応し、共有結合を形成することにより繊維に染着する染料である。

顔料は有機合成着色剤で、適用全工程で結晶構造又は個々の微粒子からなる形態を保持するものである。これは、溶解又は気化により結晶構造を失う染料（染料の中には、後の染色工程で再び結晶構造をとり戻すものもある。）とは相違している。これらの顔料には、上記染料の一部のもの、不溶性の金属塩が含まれる。

3204.19 号には、特に次の物品を含む。

—この類の注 2 の混合物

—溶剤染料（有機溶剤に溶解しており、合成繊維（例えば、ナイロン、ポリエステル又はアクリル繊維）に使用し又はガソリン、ワニス、ステイン、インキ、ろう等に使用する。）

これらの有機合成着色料の中には、二以上の異なる号に該当することとなるものがある。

これらは次によりその所属を決定する。

—提示の際の状態而建染め染料及び顔料の両方として使用できるものは、建染め染料として 3204.15 号に属する。

—3204.11 号から 3204.17 号までの二以上の特定の号に該当するものは、該当する号のうち最後

の号に属する。

－3204. 11号から3204. 17号までの特定の一つの号と最後の3204. 19号の両方に該当するものは、特定の号の方に属する。

有機合成着色料相互の混合物及びこのような混合物をもととした調製品は、次により所属を決定する。

－同一号の二以上の物品の混合物は、その号に属する。

－異なる号（3204. 11から3204. 19まで）の二以上の物品の混合物は、最後の号（3204. 19）に属する。

蛍光増白剤（白色染料とも呼ぶ。）は、3204. 11号から3204. 19号までの号には属さず、より限定された3204. 20号に属する。

32.05 レーキ顔料及びこの類の注3の調製品でレーキ顔料をもととしたもの

レーキ顔料は、動物性若しくは植物性着色料又は有機合成着色料（水に可溶性であるかないかを問わない。）をベース（一般に無機物で、硫酸バリウム、硫酸カルシウム、酸化アルミニウム、陶土、タルク、シリカ、けいそう土、炭酸カルシウム等）に固定（fixation）して得られる調製品で、水に不溶性のものである。

ベースに着色料を固定させる方法には、通常、次のようなものがある。

- （1）着色料をベースの上にタンニン、塩化バリウム等の沈殿剤で沈着させるか又は着色料とベースを共沈させる。
- （2）着色料溶液でベースを染色する。
- （3）不溶性着色料を不活性ベースと機械的に緊密に混合する。

レーキ顔料は、無機元素が分子の一部を構成し、水に不溶の有機合成着色料の物品と混同してはならない。（例えば、それらの金属塩の形で不溶性にした有機合成着色料（すなわち、Sulphonated dyesのカルシウム塩、塩基性染料とりん、モリブデン及びタングステンの錯酸との塩）（32.04）

レーキ顔料は、アゾ染料、アントラキノン誘導体の建染め染料、アリザリン染料等のように酸化に対して抵抗性が強く、これらは有機合成着色料（32.04）から得られる。主として印刷インキ、壁紙、油ペイントの製造に使用する。

また、レーキ顔料は、動物性又は植物性の有機着色料（32.03項の物品）からも製造される。例えば、コチニールカルミンレーキがあるが、これは、一般にコチニールエキスの水溶液をみようばんで処理して得られ、主として水彩絵の具の製造又はシロップ、菓子又はリキュールの着色料として使用する。また、ログウッドレーキ、イエローウッドレーキ、レッドウッドレーキ等がある。

これらは粉末状のものが多い。

この項には、レーキ顔料をプラスチック、ゴム、可塑剤その他の媒質に濃厚に分散させたものを含む。これらの分散物は、通常、小さな板状又は塊状であり、ゴム、プラスチック等の練込み着色の原料として使用する。

この項には、更にレーキ顔料をもととしたその他のある種の調製品で、物品（種類のいかんを問わない。）の着色に使用するもの又は着色調製品の成分として使用するものを含む。ただし、この類の注3の後段に掲げた調製品を含まない。

この項には、うるし（japan (or chinese) lacquer）を含まない（13.02）。

32.06 その他の着色料、この類の注3の調製品（第32.03項から第32.05項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）

— 二酸化チタンをもととした顔料及び調製品

3206.11 — 二酸化チタンの含有量が乾燥状態において全重量の80%以上のもの

3206.19 — その他のもの

3206.20 — クロム化合物をもととした顔料又は調製品

— その他の着色料及び調製品

3206.41 — ウルトラマリン及びこれをもととした調製品

3206.42 — 硫化亜鉛をもととしたリトポンその他の顔料及び調製品

3206.49 — その他のもの

3206.50 — ルミノホアとして使用する種類の無機物

(A) その他の着色料及びこの類の注3の調製品

(32.03項から32.05項までのものを除く。)

この項には、無機着色料及び鉱物性の着色料を含む。

ただし、この項には次の物品を含まない。

- (a) 天然の雲母酸化鉄及びアースカラー（焼いてあるか又は相互に混合してあるかないかを問わない。）（25.30項の解説参照）
- (b) 化学的に単一の無機着色料（例えば、塩基性炭酸鉛、鉄、鉛、クロム又は亜鉛の酸化物、亜鉛又は水銀の硫化物、クロム酸鉛（28類）、schweinfurt green（アセト亜ひ酸銅）（29.42））
- (c) 金属のフレーク及び金属の粉（14部又は15部）

この項の着色料には、次の物品を含む。

- (1) 二酸化チタンをもととした顔料：これらは、表面処理をした、又は硫酸カルシウム、硫酸バリウム又はその他の物質と混合した二酸化チタンを含む。これらは、また、顔料としての用途に適する客観的特徴を得るために、製造工程において化合物を意図的に加えた二酸化チタンを含む。その他の特別に製造された二酸化チタンで、顔料としての用途に適しないものは、その特性により他の項（例えば、38.15, 38.24）に分類される。混合されてなく、表面処理されていない二酸化チタンは、28.23項に分類される。
- (2) クロム化合物をもととした顔料：クロム酸鉛と硫酸鉛等の他の無機物との混合物から成る黄色顔料、酸化クロムと他の物品との混合物から成る緑色顔料を含む。
- (3) ウルトラマリン（ultramarine）：群青（ultramarine blue）は複雑な組成で、かつては青金石（lapis lazuli）から得たが、現在は種々のけい酸塩、アルミン酸塩、炭酸ナトリウム、

- 硫黄等の混合物を処理することにより人工的に調製している。緑色群青 (green ultramarine)、ピンクウルトラマリン (pink ultramarine) 及びバイオレットウルトラマリン (violet ultramarine) もこの項に含むが、イエローウルトラマリン (yellow ultramarine) と呼ばれる混合されていないある種のクロム酸塩はこの項には属しない (28.41)。
- (4) リトポン (lithopone) その他の硫化亜鉛をもととした顔料：例えば、硫化亜鉛と硫酸バリウムとの種々の割合の混合物から成る白色顔料。
- (5) カドミウム化合物をもととした顔料：例えば、硫化カドミウムと硫酸バリウムとの混合物から成る黄色顔料、硫化カドミウムとセレン化カドミウムとの混合物から成るカドミウム赤がある。
- (6) 紺青 (prussian blue、Berlin blue) 及びヘキサシアノ鉄酸塩 (フェロシアン化物及びフェリシアン化物) をもととしたその他の顔料：紺青 (prussian blue) は、化学的に単一でないフェロシアン化第二鉄から成る。これはフェロシアン化アルカリを第一鉄塩で沈殿し、次に次亜塩素酸塩で酸化して得られる。無晶質の青色の固体で、この項に属する多くの顔料の調製に使用する。これらには、ミネラルブルー (硫酸バリウム及びカオリンを含有する。)、ミロリグリーン又はイングリッシュグリーン (クロムイエロー及び時には硫酸バリウムを含有する。)、ジンクグリーン (クロム酸亜鉛を含有する。) 及び色インキ用の化合物 (しゅう酸を含有する。) を含む。ターンプル青 (turnbull's blue) は、化学的に単一でないフェリシアン化第一鉄の単独又は混合物から成る。
- (7) 鉱物質の黒色顔料 (mineral black) (25.30 項又は 28.03 項のものを除く。)：例えば、
- (a) シェール黒 (shele black)：各種のけい酸塩と歴青頁岩の部分か焼 (partial calcination) によって得られる炭素との混合物
 - (b) シリカ黒 (silica black)：石炭とけいそう土 (kieselguhr) 混合物のか焼によって得られる。
 - (c) アル黒 (alu black)：ボーキサイトとコールタールピッチ又はグリースとの混合物のか焼で得られる炭素と酸化アルミニウムとの混合物
- (8) カラーダース：極く少量の有機合成染料で、色を鮮明にしたもの (カラーダース (共に混合してあるかないかを問わない。) で色を鮮明にしていないものは一般に 25.30 項に属する (25.30 項の解説参照。))
- (9) 可溶性バンダイクブラウン及びその類似品：通常、25.30 項のダースカラー (バンダイクブラウン、コロンダース、カッセルダース等) をアンモニア溶液又は水酸化カリウム溶液で処理して得られる。
- (10) コバルト化合物をもととした顔料：例えば、セルリアン青 (cerulean blue)
- (11) 鉱石を微粉にした顔料：例えば、イルメナイト (ilmenite)
- (12) ジンクグレイ (zinc grey)：非常に不純な酸化亜鉛
- (13) 合成の真珠様の光沢を有する顔料 (無機の真珠光沢を有する顔料)
- 例えば、次のような物品がある。
- (a) 塩化酸化ビスマスに少量の有機界面活性剤を加えたもの
 - (b) 塩化酸化ビスマス、二酸化チタン又は二酸化チタンと酸化第二鉄の混合物で被覆され

た雲母

これらの製品は、各種化粧品調製品の製造に使用される。

この項には、また無機顔料に有機着色料を加えたものも含む。

これらの物品は、32.08 項から 32.10 項まで及び 32.12 項の着色料、ペイント、エナメル及びラッカー、32.13 項の絵の具類及び 32.15 項に属する印刷インキ等、主に着色料又は窯業用の顔料（32.07 項参照）製造の一次原料として使用する。

この項には、更に上記の着色料をもととした調製品並びに 25.30 項又は 28 類の着色用顔料をもととした調製品並びに金属のフレーク及び粉をもととした調製品で、物品（種類のいかんを問わない。）の着色に使用し又は着色調製品の成分として使用する次の形状にした物品を含む。

- (I) プラスチック、天然ゴム、合成ゴム、可塑剤その他の媒質中に濃厚に分散させたもの（これらは、プラスチック、ゴム等の練り込み着色の原料として使用する。）
- (II) 比較的多量の界面活性剤又は有機バインダーとの混合物（これらはプラスチック等の練り込み着色に使用し又は紡織用繊維のなせん用調製品の構成成分として使用する。）これらは通常ペースト状である。

ただし、この類の注 3 の後段に掲げた調製品を含まない。

この項には、次の物品を含まない。

油ペイントの体質顔料として使用する物品（水性塗料の着色に適するものであるかないかを問わない。）例えば、

- (a) カオリン (25.07)
- (b) 炭酸カルシウム (25.09 又は 28.36)
- (c) 硫酸バリウム (25.11 又は 28.33)
- (d) けいそう土 (25.12)
- (e) スレート (25.14)
- (f) ドロマイト (25.18)
- (g) 炭酸マグネシウム (25.19 又は 28.36)
- (h) 石膏 (25.20)
- (ij) 石綿 (25.24)
- (k) 雲母 (25.25)
- (l) タルク (25.26)
- (m) 方解石 (25.30)
- (n) 水酸化アルミニウム (28.18)
- (o) (a) から (n) までの物品の二種以上の混合物 (通常 38.24)

(B) ルミノホアとして使用する種類の無機物

(化学的に単一であるかないかを問わない。)

ルミノホアとして使用する種類の無機物は、可視又は非可視の輻射線（太陽光線、紫外線、陰極線、エックス線等）の作用により冷光（蛍光又はりん光）を発する物質をいう。

これらのものの多くは、極めて少量の活性化剤（例えば、銀、銅又はマンガン）の存在により「活性化」された金属塩から成っている。例えば、銀又は銅で活性化された硫化亜鉛、銅で活性化された硫酸亜鉛、マンガンを活性化されたけい酸ベリリウム亜鉛がある。

その他のものには、物質に特殊な結晶構造を与えるように処理したことにより、活性化剤が存在しなくても冷光を発する性質を有する金属塩がある。この種のもは化学的に単一の化合物であり、他の物質を含有していない。例えば、タングステン酸カルシウム及びタングステン酸マグネシウムがある。これらと同一の化学品で、冷光を発しない形のもの（例えば、純度がより低いもの又は結晶構造が異なっているもの）は、この項には含まない（28 類）。試薬として使用される非晶質のタングステン酸カルシウムは、28.41 項に属する。

ルミノホアとして使用する種類の無機物には、極く微量の放射性の塩類の添加により自己冷光になったものもある。これらのもののうち、放射能のレベルが1グラムあたり74ベクレル（0.002マイクロキュリー）を超えるものは、放射性物質を含有する混合物として、28.44 項に属する。

ルミノホアとして使用する種類の無機物の相互の混合物（例えば、銅で活性化された硫化亜鉛と銅で活性化された硫化カドミウム亜鉛との混合物）又はルミノホアとして使用する種類の無機物と無機の着色用顔料（28 類又は上記（A）のもの）との混合物もこの項に含む。

ルミノホアは、発光塗料の調製又はテレビ、オシログラフ、放射性写真法、放射性透視若しくはレーダー装置のための蛍光面の塗布若しくは蛍光管（fluorescent lighting tubes）の塗布に使用する。

この項には、28.43 項から 28.46 項まで及び 28.52 項の各項に該当する物品（例えば、酸化イットリウムと酸化ユーロピウムの混合物）を含まない（包装形態及び用途を問わない。）。

*

* *

号の解説

3206.19

二酸化チタン含有量が80%未満の調製品には、プラスチック、天然ゴム、合成ゴム又は可塑剤中に二酸化チタンを濃厚に分散させた物品を含む。これらは、一般的にはマスターバッチとして知られ、プラスチック、ゴム等全体を着色するのに用いる。

32.07 調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラスターその他これらに類する調製品（窯業に使用する種類のものに限る。）及びガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの

3207.10－調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具その他これらに類する調製品

3207.20－ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップその他これらに類する調製品

3207.30－液状ラスターその他これに類する調製品

3207.40－ガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの

この項には窯業（china、earthenware 等）若しくはガラス工業において使用又は金属製品の着色若しくは仕上げに使用する一連の調製品を含む。

- (1) 調製顔料、調製乳白剤及び調製絵の具：アンチモン、銀、ひ素、銅、クロム、コバルト等の酸化物又は塩類（ふっ化物、りん酸塩等）（融剤その他の物質を加えてあるかないかを問わない。）を熱処理して製造した乾燥混合物で、使用後通常 300 度以上の高温で焼成して、窯業製品の表面を着色し又は不透明にするために使用する。これらは、ほうろう又はうわぐすりと混合したり、うわぐすりをかける前に塗布することもある。
- (2) ほうろう及びうわぐすり：シリカに他の物品（長石、カオリン、アルカリ、炭酸ナトリウム、アルカリ土類金属化合物、酸化鉛、ほう酸等）を混合したもので、加熱によりガラス化して平滑な（無光沢性又は光沢性）表面をつくる。多くの場合、構成成分の一部は、予備工程において混融され、粉状フリットの形になって混合物中に存在する（以下参照）。

これらは透明（着色の有無を問わない。）又は乳白剤若しくは顔料の添加により不透明になっており、時にはチタン又は酸化亜鉛のような物質が添加され、焼成後冷却すると装飾的な結晶効果を生ずるものもある。これらのほうろう及びうわぐすりは、一般に粉状ないしは粒状である。
- (3) うわぐすり用のスリップ（うわぐすり用の化粧土）：陶磁器の全面又は図柄の形に塗布する粘土をもととした半液状のペーストで、着色の有無を問わない。焼成の前又は第一次予備焼成の後に使用する。
- (4) 液状ラスター：金属化合物をテレピン油その他の有機溶剤に溶解したもの又は懸濁したもので陶磁器、ガラス製品の装飾に使用する。最も広く使用されているものには、金、銀、アルミニウム、クロム等のラスターがある。
- (5) ガラスフリットその他各種のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの（ビトライト及び溶融石英その他の溶融シリカから得られたガラスを含むものとし、着色してあるかないか又は銀膜処理をしてあるかないかを問わない。）

これらの物品は陶磁器製品、ガラス製品及び金属製品の被覆剤（coatings）の調製に使用するほか他の用途にも使用する。例えば、フリットは、上記（2）のほうろう製品の調製品に使用する。ガラスの粉及びガラスの粒は、時には実験用にディスク状、板状、チューブ状等に焼結される。

ビトライトは、普通電気部分の絶縁に使用する（例えば、電球の口金部分）。

ガラスの粉のその他の種類のもは、研磨用、葉書用の装飾、クリスマスツリーの装飾、着色ガラス製品等の製造に使用する。

上記（5）に関する物品のうち、粉状、粒状又はフレーク状以外の形状のガラスの場合はこの項から除かれ、一般に 70 類に属する（特に、ビトライト及びエナメルガラスの塊（70.01）、エナメルガラスを棒及び管の形状にしたもの（70.02）、映画用スクリーン、道路標識等の反射面に使用する規則正しい球形の小粒（マイクロスフィア）（70.18））。

32.08 ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変

性させた天然重合体をもととしたもので水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。)並びにこの類の注4の溶液

3208.10-ポリエステルをもととしたもの

3208.20-アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの

3208.90-その他のもの

(A) ペイント (エナメルを含む。)

この項のペイントは、バインダーを水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものから成る展色剤に、不溶性の着色料（主に、鉱物性若しくは有機の顔料又はレーキ顔料）又は金属のフレーク若しくは粉を分散した物品である。被膜生成成分であるバインダーは、合成ポリマー（例えば、フェノール樹脂、アミノ樹脂、熱硬化性重合体その他のアクリル重合体、アルキドその他のポリエステル、ビニル重合体、シリコン、エポキシ樹脂及び合成ゴム）又は化学的に変性した天然重合体（例えば、セルロース又は天然ゴムの化学的誘導体）から成る。

特定の目的に応じ、種々の量の他の物品、例えば、ドライヤー（主にコバルト、マンガン、鉛又は亜鉛の化合物をもととする。）、糊稠剤（アルミニウムせっけん及び亜鉛せっけん）、界面活性剤、希釈剤又は充てん料（硫酸バリウム、炭酸カルシウム、タルク等）及び皮張り防止剤（例えば、ブタノンオキシム）が展色剤中に添加されていることがある。

溶剤希釈型のペイントに使用される溶剤及びシンナーは、揮発性の液体（例えば、ホワイトスピリット、トルエン、ガムテレピン油、ウッドテレピン油若しくは硫酸テレピン油又は合成溶剤の混合物等）であり、これらは固形のバインダーを溶かし、ペイントに適度の流動性を与え、塗布しやすくするために加えたものである。

展色剤がワニスから成るペイントは、エナメルと呼ばれ、特に平滑でかたい被膜（光沢性又は無光沢性）をつくる。

溶剤希釈型のペイント及びエナメルの原料配合比は、その用途により異なるが、この型の物品は通常何種類かの顔料及び何種類かのバインダーを含有しており、乾燥すると塗布された物の面にねばつかない不透明な着色被膜（光沢性又は無光沢性）を形成する。

(B) ワニス (ラッカーを含む。)

この項のワニス及びラッカーは、物の表面を保護し又は美化するための液状の調製品である。これらは、合成重合体（合成ゴムを含む。）又は化学的に変性させた天然重合体（例えば、ニトロセルロースその他のセルロースの化学的誘導体、ノボラックその他のフェノール樹脂、アミノ樹脂、シリコン等）に溶剤又はシンナーを加えたものである。これらは、水に不溶性で比較的固く多少とも透明又は半透明で平滑な切れ目のない乾いた被膜（光沢性、無光沢性又は繻子のような被膜）を形成する。

ワニス及びラッカーは、構成成分中に可溶性の着色料を添加して着色されていることがある（ペイント及びエナメルの場合には、着色料は「顔料」と呼ばれ、それらの媒体に対して不溶性である。上記（A）参照）。

* *

ペイント、ワニス及びラッカーは、一般的には刷毛又はローラーを使用して塗布するが、工業的には噴霧法、浸せき法又は機械塗装法にも使用される。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 塗装に際し希釈するように作られたワニス：この種のワニスは、少量の溶剤に樹脂を溶かし、これに皮張り防止剤(anti-skinning agents)、ある種の揺変性付与剤(thixotropic agent)又は乾燥剤等の添加成分を加えたものであり、添加成分がこの種の物品をワニスとしての用途のみに適するようにしている。この種のワニス(二次的添加成分もやはりその中で溶液になっている。)は、32 類注4に規定する溶液とそれぞれの二次的添加成分の化学的性質の相違及びひいてはそれぞれの溶液中においてこれらの添加成分が果たす機能の相違に基づいて、区分することができる。
- (2) 放射線硬化ワニス：オリゴマー(すなわち、2、3又は4つの単量体から成る重合体)及び交差結合する単量体を揮発性溶媒に溶かしたもので、光反応開始剤を含んでいるかいないかを問わない。これらのワニスは、紫外線、赤外線、X線、電子ビーム又はその他の放射線の作用により、交差結合した又は溶剤に不溶の網状構造(硬化し乾燥した被膜)を形成し硬化する。この種の物品は、もっぱらワニスとして使用することが明らかに認められる場合に限りこの項に含まれる。写真用のエマルジョンとして用いられる種類の類似物品は、37.07項に含まれる。
- (3) 次の(C)の重合体(39.01項から39.13項までのもの)の溶液であるワニス：これらの物品は、溶剤の含有量を問わず、39.01項から39.13項までの物品の製造上必要でなく当該溶液を専らワニスとして使用するのに適するようにする物質(例えば、皮張り防止剤、ある種の揺変性付与剤又は乾燥剤等)を含んでいる。

なお、32 類注4の溶液はワニスには含まれない((C)参照)。

(C) 32 類の注4に限定する溶液

32 類注4の規定により、次の組成をもつ溶液(コロジオンを除く。)は、この項に属する。

- 39.01 項から 39.13 項までの物品の一以上及び当該物品の製造上必要とされたなんらかの溶解成分すなわち反応促進剤、反応抑制剤、交叉結合剤のようなもの(したがって、これらには、この表の他の規定の趣旨により 39.01 項から 39.13 項までに該当することとなるすべての物品のほか、着色剤のような可溶性成分及び充てん料又は顔料のような不溶性成分も含まれない。)が揮発性有機溶剤に溶けている溶液で、当該溶剤の含有量が全重量の 50%を超えるもの
- 上記物品の一以上と可塑剤とが揮発性有機溶剤に溶けている溶液で、当該溶剤の含有量が全重量の 50%を超えるもの

上記のような成分の溶液で揮発性有機溶剤の含有量が全重量の 50%以下のものは、39 類に属する。

*

* *

「揮発性有機溶剤」とは、比較的沸点が高い溶剤も含む（例えば、テレピン油。）

上記（B）の最後から2番目のパラグラフに記載した調製品に組成が類似する膠（こう）着剤又は小売用にした膠（こう）着剤で、正味重量が1キログラム以下のものは、この項に含まない（35.06）。

この項には、また、次の物品を含まない。

- (a) プラスチックをもととし、高率の充てん料を加えた壁、床等の面用の調製上塗り材で従来のマスチックと同様にへら、こて等で使用するもの（32.14）
- (b) ペイントに類した組成をもつが、塗装には適しない印刷用インキ（32.15）
- (c) ネイルワニス型のワニスで、33.04項の解説に記載する形状にしたもの（33.04）
- (d) 顔料、バインダー及び溶剤を主成分とした修正液で、小売用の包装にしたもの（これらは、タイプ文書、手書き文書、写真複写、オフセット印刷機用のマスター等の誤字その他の誤りを訂正するために使用する。）及びセルロースワニスで、謄写版原紙修正剤として小売用の包装にしたもの（38.24）
- (e) コロジオン（溶剤の含有割合を問わない。）（39.12）

32.09 ペイント及びワニス(エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水性媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。)

3209.10-アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの

3209.90-その他のもの

この項のペイントは、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたバインダーを水性媒体に分散させ又は溶解したものから成り、これに不溶性の着色料（主に鉱物性若しくは有機の顔料又はレーキ顔料）と充てん料との分散物をよく混ぜ合わせたものである。更に、安定化のために、界面活性剤及び保護コロイドを添加している。この項のワニスは、顔料を含有していないという点を除き、ペイントに類似している。ただし、この項のワニスは着色料を含んでいることがあるが、含有されている着色料はバインダー中に溶解している。

被膜生成成分であるバインダーは重合体（例えば、ポリアクリル酸エステル、ポリ（酢酸ビニル）及びポリ（塩化ビニル）又はブタジエンスチレン共重合体）から成る。

「水性媒体」とは、水又は水と水溶性溶剤との混合物から成る媒体をいう。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) プラスチックをもととし、高率の充てん料を加えた壁、床等の面用の調製上塗り材で従来のマスチックと同様にへら、こて等で使用するもの（32.14）
- (b) ペイントに類した組成をもつが、塗装には適しない印刷用インキ（32.15）

32.10 その他のペイント及びワニス（エナメル、ラッカー及び水性塗料を含む。）並びに革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料

（A）ペイント（エナメルを含む。）

この項のペイント（エナメルを含む。）には、次の物品を含む。

- （1）乾性油（例えば、亜麻仁油（変性してあるかないかを問わない。））又は天然樹脂を水性媒体又は水以外の媒体に分散又は溶解させ、顔料を添加してあるもの
- （2）液体バインダー（合成重合体又は化学的に変性した天然重合体を含む。）で、硬化剤及び顔料を含有しているが、溶剤その他の媒体を含んでいないもの
- （3）ゴム（合成ゴムを除く。）をベースとしたペイント（水以外の媒体に分散させ若しくは溶解させたもの又は水性媒体に分散させたもの）で、顔料を添加したもの。この種のペイントは、柔軟な塗装を行うため、薄い層で使用する。

（B）ワニス（ラッカーを含む。）

この項のワニスには、次の物品を含む。

- （1）油ワニス：被膜生成成分は、乾性油（例えば、亜麻仁油）又は乾性油にラック、天然のゴム若しくは樹脂を混合したものである。
- （2）ラック、天然のゴム又は樹脂をもととするワニス及びラッカー：主としてラック、天然のゴム又は樹脂（セラック、コーパル、ロジン、ダンマル等）をアルコール（酒精ワニス）、ガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油、ホワイトスピリット、アセトン等に溶解させ若しくは分散させたものから成る。
- （3）歴青質、ピッチその他これらに類する物質をもととするワニス (black japanslack varnishes 等と呼ばれることがある。)(歴青質等をもととしたワニスと 27.15 項のある種の混合物との区分については、27.15 項の解説の除外規定 (e) を参照)
- （4）無溶剤液状ワニスに次のものを含む。
 - （a）液状のプラスチック（通常、エポキシ樹脂又はポリウレタン）及びこの場合硬化剤 (hardener) と呼ばれる被膜生成剤から成るもの。一部のワニスにおいては、当該硬化剤は使用時に加えなければならない、その場合には上記の二成分はそれぞれ別の容器に入っており、それぞれの容器が一つの包装に共に収められていることがある。
 - （b）単独の樹脂から成り、使用時に硬化剤の添加によってではなく、熱又は大気中の湿気的作用によって被膜を形成するもの。
 - （c）オリゴマー（すなわち、2、3又は4つの単量体から成る重合体）や交差結合する単量体から成るもので、光反応開始剤を含んでいるかいないかを問わない。これらのワニスは、紫外線、赤外線、X線、電子ビーム又はその他の放射線の作用により、交差結合した又は溶剤に不溶の網状構造（硬化し乾燥した被膜）を形成し硬化する。

この項目（4）で述べているタイプの物品は、もっぱらワニスとして使用するように作られたことが明らかに認められる場合に限り、この項に含まれる。この条件に合致しない場合には（a）

及び (b) で述べているタイプの物品は 39 類に属する。(c) で述べているタイプに類する物品で写真用エマルジョンとして使用する種類のものは 37.07 項に属する。

- (5) ゴム (合成ゴムを除く。) をもととしたワニス及びラッカー: 水以外の媒体に分散させ若しくは溶解させたもの又は水性媒体に分散させたもので、バインダーに可溶性の着色料を添加したもの。この種のワニスについては、当該物品をもっぱらワニスとして使用するのに適するようにする他の成分を含有していなければならない。この条件に合致しない場合には、一般に 40 類に属する。

(C) 水性塗料 (白塗り剤で履物の手入れに使用するものを含む。) 及び
革の仕上げ用の調製水性顔料

- (1) 水性塗料 (distemper) は、本質的には着色料又は鉱物性物質 (例えば、白亜) と若干量 (通常極めて少量) のバインダー (例えば、皮にかわ又はカゼイン) とから成っている。ある種のものには、充てん料、殺虫剤又は防腐剤を配合したものもある。

水性塗料にはゼラチン状白 (gelatinous white)、カゼイン水性塗料 (casein distemper) 及びけい酸水性塗料 (silicate distemper) を含む。これらは通常粉状であるが、ペースト状又は乳化液状のものもある。

- (2) 履物の手入れに使用する白塗り剤は、白亜をバインダー (例えば、デキストリン又は皮にかわ) でタブレット状に固めたものであり、水性塗料の一種である。これらはペースト状又はディスパーションのものもある。
- (3) 革の仕上げ用の調製水性顔料は、普通的水性塗料に類似する調製品であり、鉱物性又は有機の顔料及び若干量のバインダー (例えば、カゼイナート) から成る。これらは、粉又はペースト若しくは水に分散した形になっており、時には、革に光沢を与えるための成分が配合されていることがある。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) プラスチック又はゴムをもととし、高率の充てん料を加えた壁、床等の面用の調製上塗り材で、従来のマスチックと同様にへら、こて等で使用するもの (32.14)
- (b) ペイントに類した組成をもつが、塗装には適しない印刷用インキ (32.15)
- (c) 主としてプラスチックから成る粉体塗料で、添加剤及び顔料を含有し、熱の作用 (静電気を利用するかしないかを問わない。) により目的物を塗装するもの (39 類)

32.11 調製ドライヤー

調製ドライヤーとは、乾性油の酸化を容易にすることにより、ある種のペイント又はワニスの乾燥を促進するために使用する混合物である。これらの物品には、通常、化学ドライヤー (ほう酸鉛、ナフテン酸亜鉛、オレイン酸亜鉛、二酸化マンガン、樹脂酸コバルト等) に充てん料、例えば、石膏を混合したもの (固形ドライヤー) 又はこれらの物質をガムテレピン油、ウッドテレ

ビン油、硫酸テレピン油若しくはホワイトスピリット等に濃厚に溶かしたもの（例えば、ナフテン酸カルシウム又はナフテン酸コバルトをホワイトスピリットに溶解したもので乾性油を含むか含まないかを問わない。）（液状又はペースト状ドライヤー）がある。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 15. 18 項のボイル油その他の化学的変性加工をした油
- (b) 化学的に単一の化合物（一般に 28 類又は 29 類）
- (c) 樹脂酸塩（38.06）

32.12 顔料（金属の粉又はフレークから成るものを含むものとし、水以外の媒体に分散させ、かつペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもので、液状又はペースト状のものに限る。）、**スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料**

3212. 10—スタンプ用のはく

3212. 90—その他のもの

(A) 顔料（金属の粉及びフレークを含む。）を水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもの（液状又はペースト状のものに限る。）

これらは、顔料（アルミニウムその他の金属の粉及びフレークを含む。）を水以外の媒体（例えば、乾性油、ホワイトスピリット、ガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油又はワニス）に濃厚に分散させたもので、ペイント又はエナメルの製造用のもの（液状又はペースト状のものに限る。）である。

このグループには、また以下の物品をワニス、ラッカー（ニトロセルロースラッカー）又は合成重合体の溶液中に濃厚に分散させたもので、時にはパールエッセンスと呼ばれるものを含む。

- (a) 天然の真珠様の光沢を有する顔料（主としてグアニン及びヒポキサチンからなるものである種の魚のうろこから得られる。）
- (b) 合成の真珠様の光沢を有する顔料（例えば、塩化酸化ビスマス又は二酸化チタンにより被覆された雲母）

これらの物品は模造真珠、マニキュア、その他のペイント及びエナメルの製造に使用される。

(B) スタンプ用のはく

これらの物品（blocking foil としても知られる。）は薄いシート状の物品で、次のいずれかから成る。

- (1) 金属の粉（貴金属の粉を含む。）又は顔料をにかわ、ゼラチンその他の結合剤で凝結させたもの
- (2) 金属（貴金属を含む。）又は顔料をシート状に紙、プラスチックその他の支持物（材料のい

かんを問わない。)の上に、蒸着、陰極スパッター等の方法で付着させたもの

これらは手又は機械で圧力を加えて(通常加熱する。)書籍の表紙又は帽子のすべり革等への印捺に使用する。

圧延又はつち打ち金段造により作った金属はくは、構成材料別に所属を決定する(例えば、金ばくは71.08項、銅はくは74.10項、アルミニウムはくは76.07項)。

(C) 小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料

これらは、被膜を作らないもので、通常、着色料と他の物品(例えば、不活性希釈剤、着色剤の浸透及び付着を助ける界面活性剤)との混合物であり、場合によっては媒染剤が加えられている。

これらは次のものに限り、この項に属する。

- (1) 染料として使用するために小売用の包装にしたもの(例えば、袋入りの粉、瓶入りの液)
- (2) 明らかに小売用を目的とした形状にしたもの(例えば、球、タブレットその他これらに類する形状にしたもの)

この項の染料は、主に家庭用のものであり、通常「家庭用染料」(例えば、衣料用、靴用又は家具用の染料)として販売される。この項には、また、研究室で使用する特殊染料(例えば、顕微鏡標本を着色するもの)を含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 画家用、習画用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類(タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限る。)(32.13)
- (b) 印刷用インキ(32.15)
- (c) 演劇用グリースペイントその他のメーキャップ料(33.04)
- (d) 33.05項の頭髪用染料
- (e) クレヨン及びパステル(96.09)

32.13 画家用、習画用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類(タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入り、その他これらに類する形状又は包装のものに限る。)

3213.10—絵の具セット

3213.90—その他のもの

この項には、画家、学生、看板かき等が使用する調製絵の具及びペイント類並びに整色用絵の具、遊戯用絵の具その他これらに類する物品(水性絵の具、グアッシュ画家用の絵の具、油絵の具等)を含む。ただし、その形状及び包装がタブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限られる。

この項には、また、セット（ブラシ、パレット、パレットナイフ、擦筆、皿等を有しているかいないかを問わない。）で売られるものも含む。

この項には印刷用インキ（着色用）、インディアンインキ（液状又は固型のもの）又はその他の32.15項に属する物品、クレヨン、パステル及びこれらに類する物品（96.09）を含まない。

32.14 ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材

3214.10－ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料

3214.90－その他のもの

この項の物品は、異なる組成の広範な調製品で、用途に即した特性を有している。これらの調製品は通常多少ともペースト状であり、一般に使用後硬化する。ただし、中には固形又は粉状で、加熱（例えば、熔融）により又は液体（例えば、水）の添加によりペースト状にして使用するものもある。

この項の物品は、通常閉そく用ガン（caulking gun）、へら、こて、左官用の仕上げこてその他これらに類する道具を使用して施工する。

（I）ガラス用のパテ又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用コンパウンドその他のマスチック

これらの調製品は、主に割れ目の閉そく、シール又は充てんに、また、ある場合には、構成物相互を接合し又は強固に連結するのに使用する。これらは厚い被覆加工又は厚い層で使用する点で、膠（こう）着剤その他の接着剤とは異なっている。しかしながら、このグループの製品には、患者のストーマ（stomas）及び瘻（fistulas）の周囲の皮膚に使用されるマスチックを含むことに注意しなければならない。

この種の物品には、次のものを含む。

- （1）油を基材とするマスチック：乾性油、充てん料（油と反応するか否か又は不活性か否かを問わない。）及び硬化材を主体的な成分とする。その代表例としては、ガラス用パテがある。
- （2）ろうを基材とするマスチック（luting wax）：成分的には、各種のろうに多くの場合接着効果を高めるために樹脂、セラック、ゴム、樹脂エステル等を加えたものである。ろうの全部又は一部がセチルアルコールやステアシルアルコール等のような物質で置き換えられたマスチックも、ろうを基材とするマスチックとして取り扱う。この項のマスチックとしては、接ぎ木用のパテ及びたる類の被覆加工のための閉そく剤がある。
- （3）レジンマスチック及びレジンセメント：天然樹脂（セラック、ダンマル、ロジン）又はプラスチック（アルキド樹脂、ポリエステル、クマロンインデン樹脂等）の相互混合物であり、通常他の物質（例えば、ろう、油、歴青質、ゴム、れんがの粉、石灰、セメント又はその他

の鉱物性充てん料) が加えてある。この種のマスチックの中には、後述の各種のマスチック (例えば、プラスチック又はゴムを基材とするもの) と重複するものがあるので注意する必要がある。この項のマスチック及びセメントの用途は広く、例えば、電気工業の充てん料として、また、ガラス、金属又は磁気のシールに使用する。これらは、一般に熔融して液状にしたのち使用する。

- (4) 水ガラスを基材とするマスチック：一般に施工時に二つの成分を混合して調製する。片方の成分は、けい酸ナトリウム及びけい酸カリウムナトリウムの水溶液であり、他の成分は充てん料 (石英粉、砂、石綿繊維等) である。これらは、主に点火プラグ、エンジンブロック、エンジンの油だめ、排気管、ラジエーター等のシール及びある種の接合部の充てんに使用する。
- (5) オキシ塩化亜鉛を基材とするマスチック：酸化亜鉛及び塩化亜鉛に反応抑制剤を加えて (更に充てんを加えることもある。) 製造される。これらは木、陶磁製品等のあな及び割れ目の充てんに使用する。
- (6) オキシ塩化マグネシウムを基材とするマスチック：塩化マグネシウム及び酸化マグネシウムに充てん料 (例えば、木粉) を加えて製造する。これらは主に木製品の割れ目の閉そくに使用する。
- (7) 硫黄を基材とするマスチック：硫黄に不活性充てん料を混合して製造する。固形であり、固さ、防水性及び耐酸性が要求される箇所の閉そくに、また、物の接合及び固定にも使用する。
- (8) 石膏を基材とするマスチック：繊維状でわた毛のような粉の状態になっており、成分的には約 50% の石膏と他の物質 (例えば、石綿繊維、木質セルロース、ガラス繊維、砂等) との混合物である。これらは水を加えてペースト状にし、ねじ、ガジオン、ジベルフック等を固定するのに使用する。
- (9) プラスチックを基材とするマスチック：ポリエステル、ポリウレタン、シリコーン、エポキシ樹脂その他のプラスチックに高率 (ただし、80% 未満) の各種の充てん料 (例えば、粘土砂、その他のけい酸塩類、二酸化チタン、金属の粉) を加えているかいないかを問わない。これらマスチックのあるものは、硬化剤を添加した後に使用するものもある。また、マスチックのあるものは、硬化せず、使用後に粘着性が残るものもある (例えば、音響用のシーラント)。その他に、溶媒の揮発により硬化するもの、凝固によるもの (ホットメルトマスチック)、大気にさらすこと又は混合している異なる構成要素の反応 (マルチコンポーネントマスチック) により硬化するものがある。

このような物品は、マスチックとして使用するために完全に調合されているものに限りこの項に属する。マスチックは、建築時又は家庭での補修におけるある種の連結部のシールに、ガラス、金属、又は磁器製品のシール又は修繕に、車体製造作業用の充てん料又はシール剤として、あるいは、接着性シール剤の場合は、種々の表面を結合するために使用される。
- (10) 酸化亜鉛及びグリセリンを基材とするマスチック：耐酸性の被覆加工に、鉄片の陶磁器への接合に、また、管の連結に使用する。
- (11) ゴムを基材とするマスチック：成分的には、例えば、チオプラストに充てん料 (黒鉛けい

酸鉛、炭酸塩等)、場合によっては更に有機溶剤を加えたものがある。これらは、化学薬品及び溶剤に対し抵抗性のあるフレキシブルな保護被覆層を作るために、また、閉そく用に、時には硬化剤を添加した後に使用する。これらのマスチックには、着色料、可塑剤、充てん料、バインダー又は酸化防止剤を加え、水に分散させたゴムから成るものもある。これらは金属缶を密封するために使用される。

- (12) 皮膚に使用される種類のマスチック：これらは、例えば、イソプロピルアルコールのような有機溶媒中のカルボキシメチルセルロースナトリウム、ペクチン、ゼラチン及びポリイソブチレンから構成されている。これらは、例えば、患者のストーマ (stomas)、瘻 (fistulas) の周囲の皮膚に、皮膚と廃物収集袋とのもれ防止のシーラントとして使用される。それらは、治療用及び予防用としての性格を持っていない。
- (13) 封ろう：これは、樹脂質の物質 (例えば、セラック、ロジン) と通常高率の鉱物性充てん料及び着色料との混合物であり、あなの充てん、ガラス装置の水もれ防止のためのシール、文書のシール等に使用する。

(II) 塗装用の充てん料及び建物の外面、室内の壁、床、天井

その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材

この種の物品は、上記のマスチック類と異なり、一般により広い面積に使用する。また、この種の物品は、充てん料及び顔料 (もし、含有するときは) の含有量が多い (一般に、バインダー及び溶剤 (又は分散媒体) の含有量よりかなり多い。) ことによりペイント、ワニスその他これらに類する物品と区別される。

(A) 塗装用の充てん料

塗装用の充てん料は、不規則な表面を平らにし、また、必要に応じ割れ目、あな又は多孔性の表面を充てんして、塗装面 (例えば、室内の壁) を調製するために使用する。ペイントは塗装用の充てん料が硬化し、やすり磨きが行われた後塗られる。

この種の物品の範囲には、油、ゴム、にかわ等を基材とする充てん料を含む。同様なある種のマスチックと成分的に類似するプラスチックを基材とする充てん料は、車体製造作業等に使用する。

(B) 面用の非耐火性調製上塗り材

面用の非耐火性調製上塗り材は、建物の外面、室内の壁、床及び天井、水泳プールの側壁及び底面等を防水し、かつ、それらの外観をよくするために使用する。これらは、一般に最終の上塗り材として使用するもので、見える状態で残るものである。

この種の物品としては、次のようなものがある。

- (1) 等量の石膏及び砂に可塑剤を加えた粉状の調製品
- (2) 石英及びセメントを基材とし、これに少量の可塑剤を加えた粉状の調製品で、例えばさらに水を加えた後、壁又は床のタイルを固定するために使用するもの
- (3) 鉱物性の充てん料 (例えば、粉碎した大理石、石英、石英とけい酸塩との混合物) をバインダー (プラスチック又は樹脂) で被覆し、顔料及び場合によっては適宜水又は溶剤を加えたペースト状の調製品

(4) 例えば、合成ゴム又はアクリル重合体、顔料を混合した石綿繊維及び水から成る液状の調製品。この種の物品は、ペイント用のブラシ又はスプレーガンを使用して建物の外面に塗布され、ペイントよりもかなり厚い層を形成する。

*

* *

上記に述べた各種物品のうちある種のものには、使用の際、各種の構成成分の相互混合又はある種の構成成分の添加を必要とするものがある。このような物品は、当該構成成分が次の各要件を満たす場合に限りこの項に属する。

- (i) 取りそろえた状態からみて詰め替えることなく共に使用するためのものであることが明らかに認められること。
- (ii) 共に提示するものであること。
- (iii) 当該構成成分の性質又は相対的量比のいずれかによって互いに補完し合うものであることが確認できること。

ただし、使用の際硬化剤の添加を必要とする物品にあつては、当該物品がその組成又は包装状態からみてパテ、マスチック、充てん料又は面用の調製上塗り材の調製に使用すると明らかに認められる場合に限り、硬化剤が欠除していてもこの項に含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) ある国においてマスチック (mastic) と称される天然樹脂 (13.01)
- (b) 25.20 項、25.22 項又は 25.23 項に該当するプラスター、石灰及びセメント
- (c) アスファルトマスチックその他歴青質のマスチック (27.15)
- (d) 歯科用セメントその他の歯科用充てん料 (30.06)
- (e) 38.07 項のブルーワーズピッチその他の物品
- (f) 耐火性のセメント及びモルタル (38.16)
- (g) 鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤 (38.24)

32.15 印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ(濃縮してあるかないか又は固形のものであるかないかを問わない。)

—印刷用インキ

3215.11—黒色のもの

3215.19—その他のもの

3215.90—その他のもの

(A) 印刷用インキ (又は色付きのもの) は、種々の粘性をもつペーストで、微細にした黒色又は色付き顔料と展色剤との混合により得られる。顔料は、黒色インキ用には通常カーボンブラックを使用し、色インキ用には、有機又は無機の顔料を使うことがある。展色剤は、油に

分散し又は溶剤に溶解した天然の樹脂又は合成重合体から成り、要求される機能特性を付与するため少量の添加物を含んでいる。

(B) 普通の筆記用インキ及び製図用インキは黒色その他の色の着色材料を水に溶解又は懸濁させたもので、通常ガム、その他の物品（例えば、防腐剤）等を加えてある。また、鉄塩、ログウッドエキス又は有機合成着色剤をもととしたインキもある。インディアンインキは主に製図用に使用し、普通カーボンブラックを水（アラビアゴム、セラック等を添加）又はある種の動物性にかわに懸濁させたものである。

(C) この項のその他のインキには、次の物品を含む。

- (1) 複写用のインキ及びこんにやく版用インキ（普通のインキをグリセリン、砂糖等で稠密にしたもの）
- (2) ボールペン用のインキ
- (3) 複写機用のインキ又はインキパッド染み込ませ用若しくはタイプライターリボン用のインキ
- (4) マーク用インキ（例えば、硝酸銀をもととしたもの）
- (5) 金属入りインキ（金属又は合金の微細な粒子をガムの溶液に懸濁させたもの。例えば、金、銀又はブロンズ入りのインキ）
- (6) 調製した隠頭インキ又は調製した不可視インキ（例えば、塩化コバルトをもととしたもの）

これらの物品は一般に液状又はペースト状であるが、濃縮したもの又は固形のもの（例えば、粉状、タブレット状又は棒状のもの）で、単に希釈又は分散させるだけでインクとして使用し得るものも含む。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 写真複写機に使用する現像剤で、トナー（カーボンブラックと熱可塑性樹脂との混合物）を担体（エチルセルロースで被覆した砂の粒）に配合したもの（37.07）
- (b) ボールペン用の詰め替え用中しんで、ポイントとインク貯蔵部を有するもの（96.08）。ただし、通常の万年筆に使用する単にインキを充てんしたカートリッジは、この項に属する。
- (c) インキを付けたタイプライターリボン又はインキパッド（96.12）